

# 総務委員会報告資料

令和8年2月25日

報告事項件名	頁
1 足立区いじめ等特別調査委員会答申について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 指定管理者制度の改善の取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 東京女子医大関係者から区長等への接待・会食・金品授受などに関する 公益監察員による調査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	9

(総 務 部)

# 総務委員会報告資料

令和8年2月25日

件名	足立区いじめ等特別調査委員会答申について				
所管部課名	総務部 特命・調査担当課 教育指導部 教育指導課				
内容	<p>区内中学校に在籍する生徒が自死した事案に関して、足立区いじめ等特別調査委員会の調査による答申が令和7年11月21日にあったため、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 答申要旨について</b></p> <p>(1) いじめ等の事実の有無</p> <table border="1" data-bbox="429 799 1369 1193"> <tr> <td data-bbox="432 804 707 996">ア 「いじめ」の存否</td> <td data-bbox="707 804 1366 996">現時点において収集可能であった資料を網羅的に調査したが、「足立区いじめ等特別調査委員会設置条例」で定める「いじめ」の存在を見出すことはできなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 996 707 1189">イ 教職員による「不適切な行為」の存否</td> <td data-bbox="707 996 1366 1189">教職員の指導について、「生徒指導提要（改訂版）」の考え方に照らすと不適切な行為やそこまでに至らない教育的配慮の点で不十分であったものが見出された。</td> </tr> </table> <p>(2) 自死といじめ等の因果関係</p> <p>教職員の指導が本件生徒の自死の原因になったことを示し、あるいはそのことを推認させる証言や資料は見出されなかった。</p> <p>また、本件生徒が自死に至るまでの心理的な機序にいかなる影響を与えたかについても明らかにすることはできなかった。</p> <p>(3) 事案への対処</p> <p>ア 学校及び教育委員会が実施した本件調査の評価</p> <p>(ア) 基本調査の着手時期は適切だった。</p> <p>しかし、収集・確認・整理しておくべきだった資料は不十分であり、報告書の作成・報告は、基本調査の趣旨に徴して遅きに失したと言わざるを得ない。</p> <p>また、基本調査報告書の内容を本件保護者に示す際に、内容に誤りが見られ、保護者から指摘されるなど、保護者の心情への十分な配慮が欠けていた。</p> <p>(イ) 教育委員会は詳細調査への移行判断と調査実施の法的義務を負っていたと考えられるが、詳細調査は実施されず、基本調査の終了時点で詳細調査に移行すべきかを検討した形跡も見られなかった。</p>	ア 「いじめ」の存否	現時点において収集可能であった資料を網羅的に調査したが、「足立区いじめ等特別調査委員会設置条例」で定める「いじめ」の存在を見出すことはできなかった。	イ 教職員による「不適切な行為」の存否	教職員の指導について、「生徒指導提要（改訂版）」の考え方に照らすと不適切な行為やそこまでに至らない教育的配慮の点で不十分であったものが見出された。
ア 「いじめ」の存否	現時点において収集可能であった資料を網羅的に調査したが、「足立区いじめ等特別調査委員会設置条例」で定める「いじめ」の存在を見出すことはできなかった。				
イ 教職員による「不適切な行為」の存否	教職員の指導について、「生徒指導提要（改訂版）」の考え方に照らすと不適切な行為やそこまでに至らない教育的配慮の点で不十分であったものが見出された。				

そもそも本件生徒の自死の背景の分析や評価が一切見られず、詳細調査に踏み込んだものとは到底評価できない。

イ 足立区いじめ等調査委員会による本件調査の評価

(ア) 区長は教育委員会で詳細調査を実施していないことについて、詳細調査実施の必要性を伝え、実施を促すべきであったが、「再調査」という形式で諮問し、本件調査を実施したことは、法令や国の方針等の趣旨に反するものであったと考えられる。

(イ) 実質的に、いじめ等調査委員会による調査は初めての詳細調査であり、その観点から見ると、委員会の組織構成や調査範囲・手法、報告内容について一定の評価はできる。

しかし、詳細調査における自殺に至る過程や心理に関する背景の調査や分析が欠けており、調査結果を報告するものとしては不十分であった。保護者への聴き取りも1回要望を聴き取ったのみであり、調査の進捗状況の報告も行われていなかったことなど、本件保護者への関わりについても、保護者の心情への十分な配慮がされていなかった。

ウ 本件自死に至るまでの区長部局、教育委員会・学校の対応の評価

(ア) 本件中学校における「いじめ」対策の評価について

学校の基本方針でいじめ対策組織の具体的な行動計画が定められておらず、教職員の間でも相談体制の整備について十分な認識が共有されていなかった。

(イ) 区の自殺対策の評価について

区の自殺対策については、区立学校の生徒の自殺予防という点で、十分に機能していたとは評価できず、また、本件中学校の自殺対策の体制整備は十分なものではなかった。

(ウ) 本件生徒への対応の評価について

生徒との関係性の構築の不足による継続的な対応の欠如が見られた。

**2 同種の事態の再発防止のために区・教育委員会が執るべき措置の提言と再発防止のための措置について**

令和7年12月19日付で区長部局、教育委員会へ再発防止のための措置を講じるよう要求した。提言の内容および再発防止のための方針は別紙のとおり。

今後、区長部局、教育委員会において関係機関と連携し、再発防止に向けた具体的な取り組み内容を講じていく。

### **3 本件調査の区ホームページ上の公表について**

調査対象者等のプライバシーに配慮しつつも、保護者の意向にできるだけ沿えるよう、期間を定めて区ホームページ上で調査報告書概要と保護者からの所見、再発防止の方針を公表する。

公表期間：令和8年2月25日（水）から半年程度

## 別紙 同種の事態の再発防止のために区・教育委員会が執るべき措置の提言と再発防止方針

足立区いじめ等特別調査委員会 提言	主な内容	対応部署 再発防止のための方針
第1 子どもの最善の利益の確保に向けた生徒と教職員の関係性の改善の必要性	区や教育委員会、学校等は、生徒が身近な大人である教職員に対して自由な意見の表明を可能にするように、生徒と教職員との関係性の改善に向けた取り組みや、関係性の改善を可能にするような条件の整備を進める必要がある 等	教育委員会 以下の観点から、教職員に対し、研修を実施してまいります。 (1) 児童生徒の最善の利益に十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見が尊重され、一人一人を大切にされた教育を行うこと。 (2) 教員による一方的な意見の押し付け、児童生徒一人一人に寄り添うことのない形式的な指導については是正すること。 (3) 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築すること。
第2 不適切指導の改善に向けた提言	「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に関する考え方について、各学校に改めて周知し、教職員への研修等の機会を設けること 等	教育委員会 改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。 (1) 「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に対する考え方 (2) 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。 (3) 自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考えること。
第3 精神健康の課題を抱える生徒への対応の改善に向けた提言	足立区の次期自殺対策計画において、計画の立案過程から見直し、現場の課題を精査し、ボトムアップで自殺対策計画を構築すること 等	教育委員会 【教育委員会】 (1) 児童生徒の自傷行為などが発生した際、引き続き衛生部と連携して対応にあたるとともに、必要に応じて医療機関や学校外の若者支援と連携を図ってまいります。 (2) 今までもプリベンション、ポストベンションとしての各段階を想定した組織的対応は、衛生部と連携して一定程度は行ってきましたが、学校現場が求める形で危機対応チームを体系化させるため、今後も引き続き衛生部と協力してサポート体制研修を検討してまいります。 (3) 足立区における援助希求的態度を促進する教育である「SOSの出し方等教育」について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を改めて実施し、「SOSの出し方等教育」を受ける子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それにいかに対処すべきなのか、理解促進を図ってまいります。 (4) 自殺のサインに気づき、生きる支援を担うゲートキーパーを育成する「ゲートキーパー研修」の中で、継続的な対話の機会の必要性や、日常的な健康観察やリストカットなどの自傷行為に対する対応などを盛り込んでいきます。 区・衛生部 【衛生部】 (1) 教育指導部教育指導課指導主事、教育相談課福祉職、学校運営部学務課職員、及び学校現場から中学校長会代表者と中学校養護教諭代表者、統括スクールカウンセラーを、次期自殺対策計画における「子どもの自殺対策」の内容について衛生部とともに協議する代表者として選出します。 (2) 協議の場を複数回設け、学校現場の課題をともに精査し、それらの課題への取組を検討し、次期計画に反映していきます。
第4 子どものストレス要因たる学校の競争的な環境の改善に向けた提言	区の施策が区内の学校の環境を過度に競争的なものにし、生徒たちにプレッシャーを与えるものになっていないか、検証すること 等	教育委員会 (1) 区学力調査について、「意識調査」や学校アンケート等から、過度に競争的な環境となり、プレッシャーを与えるものになっていないかという視点で検討を行い、児童生徒一人一人の課題に寄り添い、学習に関する困り感の解消を第一に実施いたします。 (2) 「足立スタンダード」に基づく「安心感を生み出す『小学校・中学校で統一した授業のスタイル』」の実践を徹底し、児童生徒が学習に安心して臨むことができる環境を第一に学習に取り組みつつ、子どもたちの最善の利益の確保を念頭に、そうした理念が特別活動他、日常の学校生活全般に浸透していけるようにしてまいります。
第5 いじめの早期発見の体制整備に関する提言	本件中学校基本方針の具体的な取り組みとして、「いじめの早期発見に関するマニュアルを策定し、実効的な実践のために、チェックポイントを明らかにしたチェックリストを作成して、それを全校教職員が日常的に確認する。」といった内容の項目を置くこと 等	教育委員会 改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。 (1) 「足立区いじめ防止基本方針」の実効的な実践のために、「面談におけるいじめ調査」「いじめ相談各種窓口」「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」を追記し、マニュアルとしての役割を付与すること。 (2) チェックリストを基に、いじめの早期発見につながるよう、各校全教職員が日常的に実践を確認すること。 (3) 各校いじめ防止対策委員会の役割に、「年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記すること。 (4) 朝会、集会や相談時などの様々な機会、児童生徒・保護者に対し、各校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合にはいじめ防止対策委員会にすぐに知らせてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにすること。 (5) いじめアンケートに、いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知をしているかどうか回答する欄を設けること。 (6) いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」について、各教員が確実に記入すること、いじめ防止対策委員会において、一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することで、いじめの早期発見から早期解決につないでいくこと。
第6 生徒の自死事案における事後対応に関する提言	教育委員会と区長部局は、いじめ等の調査において、より円滑な連携を図ることができるよう、それぞれの部局の役割を相互に確認し、連携のあり方の見直しを進めること 等	教育委員会 (1) いじめ等の調査を担う常設委員会の委員の専門性の確保と選任過程の見直しに関して ア 最新の国のガイドラインに則った第三者性の高い調査を実施するため、令和8年1月に「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」を設置いたしました。 イ 同委員会では、調査委員は案件ごとに、職能団体に推薦を依頼することとしています。 ウ 従前の「足立区いじめ問題等対策委員会」は、平時のいじめ対策への提言等を担う機関とし、役割を整理いたしました。 (2) 生徒の自死事案の調査における遺族から聴き取り等のあり方の見直しに関して ア 「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の委員と協議し、生徒の自死案件等の調査において、指針に則った保護者・遺族等からの聴き取り等を行い、事実確認のみならず、丁寧な背景調査、それに基づく再発防止策を立案してまいります。 イ 教育委員会と区長部局は、日頃から関連法令に関する理解を深め、いじめ等重大事態が発生した際にそれぞれの部局が果たす役割を相互に確認し、より円滑な連携を図れるよう努めてまいります。

# 総務委員会報告資料

令和8年2月25日

件名	<b>指定管理者制度の改善の取組みについて</b>																		
所管部課名	総務部 特命・調査担当課																		
内 容	<p>指定管理者制度の運用に係る弁護士リーガルチェック指摘等をふまえ、運用上の課題整理に関する令和7年度実施状況と令和8年度の取組み方針等について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 令和7年度運用見直し結果と令和8年度の取組み方針等</b></p> <p>(1) 令和7年度取組み結果</p> <p style="padding-left: 20px;">弁護士、会計士等の専門家との相談や他自治体の状況調査を踏まえ、以下のとおり運用方法を見直した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">No.</th> <th rowspan="2" style="width: 35%;">区の認識課題</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">取組み方針・課題整理</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">取組み方針</th> <th style="width: 30%;">見直し結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>                     指定管理料の積算方法や内訳、精算対象経費の範囲や手続きが不明確である。                      【別紙1 No.①～④ 該当】                 </td> <td>                     &lt;短期目標&gt;                      指定管理料の取扱いを整理するため、既存の収支報告書様式を見直す。                      &lt;長期目標&gt;                      見直した収支報告書の活用開始後、2、3年程度の分析期間を設け、適正な指定管理料の設定や利益分配等の考え方について検討する。                 </td> <td>                     &lt;短期目標&gt;                      指定管理料の内訳や本部経費を把握しやすくした新様式を令和8年度から導入する。                      &lt;長期目標&gt;                      次期公募から適正な指定管理料の設定等が行えるよう会計士等も連携しつつ、継続して検討していく。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>                     次期指定管理者へ引継ぐ具体的な内容、範囲の規定が不明確である。                      【別紙1 No.⑤該当】                 </td> <td>                     次期指定管理者への引継に関する運用ルールを検討、手順を可視化するとともに具体的な引継方法を協定書等へ反映する。                 </td> <td>                     引継ぎに関する協定書等への規定文や、引継に関する具体的な運用手引きを作成し、所管課へ周知した。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>                     (1) 指定管理業務の評価結果の反映が統一できていない。                      (2) 個別評価項目が低評価である場合の考え方が統一できていない。                      【別紙1 No.⑥該当】                 </td> <td>                     (1) 評価結果を協定書等へ反映させるための運用ルールや方法を検討し、手順を可視化する。                      (2) 個別評価項目で低評価だった場合の対応も再整理し、所管課に対して周知徹底を図る。                 </td> <td>                     (1) (2) 評価に関する基本的な考え方を所管課へ改めて周知したほか、評価の統一的な基準を整理し現行の評価シートを見直すなど、評価方法を整理した。                 </td> </tr> </tbody> </table>	No.	区の認識課題	取組み方針・課題整理		取組み方針	見直し結果	1	指定管理料の積算方法や内訳、精算対象経費の範囲や手続きが不明確である。 【別紙1 No.①～④ 該当】	<短期目標> 指定管理料の取扱いを整理するため、既存の収支報告書様式を見直す。 <長期目標> 見直した収支報告書の活用開始後、2、3年程度の分析期間を設け、適正な指定管理料の設定や利益分配等の考え方について検討する。	<短期目標> 指定管理料の内訳や本部経費を把握しやすくした新様式を令和8年度から導入する。 <長期目標> 次期公募から適正な指定管理料の設定等が行えるよう会計士等も連携しつつ、継続して検討していく。	2	次期指定管理者へ引継ぐ具体的な内容、範囲の規定が不明確である。 【別紙1 No.⑤該当】	次期指定管理者への引継に関する運用ルールを検討、手順を可視化するとともに具体的な引継方法を協定書等へ反映する。	引継ぎに関する協定書等への規定文や、引継に関する具体的な運用手引きを作成し、所管課へ周知した。	3	(1) 指定管理業務の評価結果の反映が統一できていない。 (2) 個別評価項目が低評価である場合の考え方が統一できていない。 【別紙1 No.⑥該当】	(1) 評価結果を協定書等へ反映させるための運用ルールや方法を検討し、手順を可視化する。 (2) 個別評価項目で低評価だった場合の対応も再整理し、所管課に対して周知徹底を図る。	(1) (2) 評価に関する基本的な考え方を所管課へ改めて周知したほか、評価の統一的な基準を整理し現行の評価シートを見直すなど、評価方法を整理した。
No.	区の認識課題			取組み方針・課題整理															
		取組み方針	見直し結果																
1	指定管理料の積算方法や内訳、精算対象経費の範囲や手続きが不明確である。 【別紙1 No.①～④ 該当】	<短期目標> 指定管理料の取扱いを整理するため、既存の収支報告書様式を見直す。 <長期目標> 見直した収支報告書の活用開始後、2、3年程度の分析期間を設け、適正な指定管理料の設定や利益分配等の考え方について検討する。	<短期目標> 指定管理料の内訳や本部経費を把握しやすくした新様式を令和8年度から導入する。 <長期目標> 次期公募から適正な指定管理料の設定等が行えるよう会計士等も連携しつつ、継続して検討していく。																
2	次期指定管理者へ引継ぐ具体的な内容、範囲の規定が不明確である。 【別紙1 No.⑤該当】	次期指定管理者への引継に関する運用ルールを検討、手順を可視化するとともに具体的な引継方法を協定書等へ反映する。	引継ぎに関する協定書等への規定文や、引継に関する具体的な運用手引きを作成し、所管課へ周知した。																
3	(1) 指定管理業務の評価結果の反映が統一できていない。 (2) 個別評価項目が低評価である場合の考え方が統一できていない。 【別紙1 No.⑥該当】	(1) 評価結果を協定書等へ反映させるための運用ルールや方法を検討し、手順を可視化する。 (2) 個別評価項目で低評価だった場合の対応も再整理し、所管課に対して周知徹底を図る。	(1) (2) 評価に関する基本的な考え方を所管課へ改めて周知したほか、評価の統一的な基準を整理し現行の評価シートを見直すなど、評価方法を整理した。																

(2) 令和8年度に取り組む主な課題

令和7年度同様、弁護士、会計士等の専門家との相談や他自治体の状況調査を踏まえ、運用方法を見直していく。全体の課題については別紙1のとおり。

No.	区の認識課題	取組み方針
1	大規模改修等に伴う指定管理料の減額等の規定がない。	大規模改修等における指定管理料の取り決めを整理、運用ルール化も含め検討する。 【別紙1 No.⑦該当】
2	指定管理者制度を導入する目的が不明確である。	制度の新規導入や期間更新検討の際に、目的を明確にするとともに、導入や更新決定のスキーム見直しも併せて検討する。 【別紙1 No.⑧該当】
3	第一順位指定管理者候補者の選定取消し規定と、第二順位候補者との協定締結に向けた協議開始タイミングが不明確である。	指定から協定締結までの現作業工程を見直し、指定管理者候補者との協議時に伴うリスクを軽減させ、かつ運用可能な作業工程を検討する。 【別紙1 No.⑨該当】

(3) 運用ルールや具体的手順を作成後、職員向けの説明会等を実施し、各課の運用ノウハウに浸透・蓄積されるよう後押ししていく。

## 2 その他、制度改善における取組み

### (1) 労働条件審査の見直し

各指定管理施設で働く従事者の労働環境を守り、維持する仕組みを充実させる観点から、選定時のほか、指定管理期間中における労働条件審査を実施する想定である。

#### 【運用開始日】

公募要項による周知 令和8年度指定管理者事業者選定時から  
指定期間中審査 令和9年度指定管理開始施設の2年目から（指定管理期間10年の場合は2、7年目に実施）

### (2) 指定管理所管課職員（管理職を含む）の意識や行動へのフォローアップ

ア 随時の相談受付による各部各課へのフォローアップ支援

例：制度運用におけるリスクの考え方や対策の伝達、  
他部署の制度運用の情報提供 等

イ 運用に関する所管課向け研修会の実施

例：収支点検・分析方法、公認会計士による基本的な財務研修 等



# 総務委員会報告資料

令和8年2月25日

件名	東京女子医大関係者から区長等への接待・会食・金品授受などに関する公益監察員による調査結果について
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課
内容	<p>標記案件について、足立区公益監察員による調査結果が区長あてに提出されたため、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 調査の経緯について</b></p> <p>令和7年2月に東京地方検察庁が、学校法人東京女子医科大学（以下「東京女子医大」）の元理事長らを東京女子医科大学附属足立医療センター（以下「本件病院」）の病棟等を含む建設工事に関連して同大に多額の損害を与えたとして背任罪で起訴した。区は、本件病院の建設に関して補助金を支出していることから、区議会本会議の質疑を踏まえて、区民の不信があるのであれば自ら払拭する必要があると判断し、令和7年3月の予算特別委員会において、「東京女子医大関係者から、区長を始めとする幹部職員を含む区職員への接待や会食、金品授受などはなかったか」等を調べて、調査結果を公表することを報告した。</p> <p>なお、調査等については、内部通報要綱（注1）に基づいて、区から独立した公益監察員（弁護士）が実施することとした。</p> <p>（注1）正式名称：足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱</p> <p><b>2 公益監察員の調査体制</b></p> <p>区は、令和元年度から公益監察員を務めている金子憲康弁護士に調査を委託することとし、金子弁護士は、本件調査を適正かつ円滑に行うため、2名の弁護士を補助員として指名し、以下のメンバーにより調査等を実施した。</p> <p>金子憲康（公益監察員（弁護士）、あさひ法律事務所）          明珍裕也（公益監察員補助員（弁護士）、あさひ法律事務所）          堀 隆聖（公益監察員補助員（弁護士）、あさひ法律事務所）</p> <p><b>3 公益監察員の調査の方法及び経過</b></p> <p>公益監察員は、関係各課から資料の提供を受け、補助者とともに、平成26年から現在までの間に誘致及び補助金交付等の事務を担当していた政策経営部、衛生部、秘書課の職員及び副区長（元職員を含む）並びに足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会の委員等97名に対してアンケート調査を実施した（区長に対しては事前の書面質問を行った）。そのうえで、本件病院の誘致、補助金交付の事務</p>

に關与した職員（現・前職の副区長を含む当時政策経営部及び衛生部の職員であった計10名）及び区長に対するヒアリングを実施した。

#### 4 調査結果

##### (1) 本件病院の誘致の経緯及び補助金交付について

本件病院の誘致は、区民の要望や江北エリアの都市計画を踏まえた区側の病院誘致の意向と、東京女子医大側の移転の必要性とが一致した結果として実現したものである。また、補助金の内容を含む誘致条件の策定や補助金の交付手続に際しては、区議会議員の賛同を得るとともに、議会の承認及び区職員以外も關与する審査会での手続を経ており、これらの過程において客観的に不正を認めるべき事実は確認されなかった。

##### (2) 会食、物品の授受等について

###### ア 会食（会費制の会食、会議における飲食物の提供）

「利害関係者との接触に関する指針」（以下「旧指針」）（注2）との関係で手続違反はない。また、ヒアリングの結果、会食はいずれも会費制であり、収賄罪における賄賂も存在しない。

なお、会議における飲食物の提供についても、公式的な行事等において、社会通念上許容される飲食の提供を受けることは、賄賂には該当しない。（調査報告書20～21ページ参照）

（注2）「利害関係者との接触に関する指針」は、平成12年に制定した職員（一般職）と利害関係者との接触（会食、物品の受領等）を規制した規程で、平成12年度から令和2年度までの指針（「旧指針」という。）では、職員の利害関係者との接触に関する上司への申請・承認の手続方法を定めていなかった。しかし、令和元年11月に発覚した職員と建築会社役員との贈収賄事件をきっかけに、職員の利害関係者との接触に関する上司への申請・承認手続を書面によることと定めるとともに、新たに区長、副区長等の特別職に対しても倫理原則と行動規準を規定するなどの改正を行い、令和3年4月から、「利害関係者等との接触に関する指針」（「新指針」という。）として施行している。

###### イ 物品の授受

物品の授受は、いずれも区長、副区長に対するものであって、部長以下の一般職に属する職員に対するものではない。なお、これらの物品の授受は、収賄罪が成立するものではなく、また、新指針9に抵触するものでもない。（調査報告書21～23ページ参照）

### 新指針 9 区長、副区長及び教育長の倫理原則及び行動規準

- (1) 区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）は、区民全体の奉仕者として公正な職務執行を図らなければならない、常に公私の別を明らかにし、職務に関して廉潔性を保持しなければならない。
- (2) 区長等は、利害関係者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈与や便益を受けること等であって区民の疑惑を招くような行為をしてはならない。

### ウ 記念式典における会食、物品の授受

令和3年11月に開催された本件病院等の竣工記念式典に参加した部長級職員のなかに式典における弁当の提供及び物品の授受を受けた者がいた。

令和3年4月から施行された新指針においては、職員（一般職）が食事や記念品が提供される利害関係者の公式的な行事に参加する場合は、新指針5により、上司に承認申請書を提出し、承認を得る必要がある。本式典には、区長や副区長も参加しており、上司による事実上の承認はあったといえるが、書面による手続が行われなかった。（調査報告書23～24ページ参照）

### 新指針 5 上司の承認を得る手続

職員は、前項各号で定める上司の承認を得ることができる場合に該当するときには、事前に承認申請書（様式2）を提出（会食その他で複数の職員が参加する場合には、参加する職員の氏名を記すとともに当該職員の中で職位が最上位の者が申請するものとする。）することにより上司の承認を得るものとする（やむを得ない事情により、事前に上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司の承認を得るものとする。）。

## 5 是正措置等の意見

令和7年9月から10月にかけて、区が職員（管理職）を対象に行った「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」によれば、「利害関係者等との接触に関する指針」（令和3年4月1日施行）の規定について、認識、理解が不足している職員も少なくないことが明らかになっている。

よって、足立区においては、区の一般職員及び特別職の職員に対し、改めて同指針の周知徹底に努めていただくことを要望する。

## 6 添付資料

調査結果報告書（別添1）、調査報告書（別添2）

足立区職員倫理規程（資料1）、（旧）利害関係者との接触に関する指針（資料2）、（新）利害関係者等との接触に関する指針（資料3）

2026年2月13日

(提出先)

足立区長

## 調査結果報告書

足立区公益監察員 金子 憲 康



申出受理日	2025年3月3日	内部通報管理コード	06-05
申出者	※足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱第20条第3項により、原則氏名は報告しない。		
申出等の内容の概要	<p>足立区は、学校法人東京女子医科大学（以下「東京女子医大」）の東京女子医科大学附属足立医療センター（以下「本件病院」）の建設に関して、平成30年度以降令和4年度までに、補助金を含め百億円を超える多額の費用を支出しているところ、令和7年2月、東京地方検察庁が、同大の元理事長らを、本件病院の病棟等の建設工事に関連して同大に多額の損害を与えたとして背任罪で起訴したことを背景として、区議会本会議において「東京女子医大関係者から、区長を始めとする幹部職員を含む区職員への接待や会食、金品授受などはなかったか」が質疑の対象となった。これを踏まえて、足立区では、区民の不信があるのであれば自ら払拭する必要があると判断し、東京女子医大関係者から区長ら幹部職員や区職員への接待や会食、金品授受などがなかったか等を調べて、調査結果を公表する必要があると思料し、この点を区から独立する公益監察員をして調査の任にあたらせることとなった。</p>		
調査経過	<p>政策経営課、衛生管理課、資産管理課、秘書課及び区議会事務局等から資料の提供を受け、補助者とともに、平成26年から現在までの間に誘致及び補助金交付等の事務を担当していた政策経営部、衛生部及び秘書課の職員及び副区長（元職員を含む）並びに足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会の委員総勢97名に対してアンケートを実施するとともに、区長に対しては事前の書面質問を行ったうえで、本件病院の誘致、補助金交付の事務に関与した職員（現・前職の副区長を含む当時政策経営部及び衛生部の職員であった計10名）並びに区長に対するヒアリングを実施した。</p>		
調査結果	<p>以下の理由から、足立区の職員（本書においては区長、副区長等の特別職を含む。以下同じ。）と東京女子医大関係者との間で会食等が行われ、そのうち一部に手続違反があったことが確認されたものの、これにより、本件病院の誘致及び補助金の交付事務等の業務に不適切な影響を与えた事実は確認できなかった。</p> <p>1 本件病院の誘致の経緯及び補助金交付事務の概要</p> <p>区職員等に対するヒアリング及び各種資料から、以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足立区では、区民から大学病院の設置を求める声が継続的に寄せられており、また、江北エリアにおける土地の活用方法として医療機関を誘致することが検討されていたところ、東京女子医大においても、当時荒川区に所在した本件病院の移転先を模索しており、足立区の病院誘致の意向と東京女子医大の移転の必要性とが一致した結果として、本件病院の誘致に至った。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件病院の誘致に際しては、平成27年6月当時の区議会議員全員が東京女子医大の誘致に賛成し、国会議員や都議会議員を含む合計54名の議員が加盟する「足立区議会大学病院誘致促進議員連盟」が設立された。</li> <li>・ 「東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書」は、区議会定例会において可決、承認されており、それに至る覚書の内容についても区議会定例会や特別委員会などで報告がなされるなど、議員らの賛同を得たうえで、誘致は進められていた。</li> <li>・ 補助金の交付の是非や補助金額の妥当性等については、足立区職員による他区事例の確認・検証を経て、上記のとおり議員らの賛同を得て、東京女子医大との間の正式な覚書及び協定書が締結されたうえで、医師会、弁護士及び公認会計士等で構成された足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会において協議・審査が行われ、妥当であると審査されたものに限り補助金が交付されていた。</li> </ul> <p>2 会食、物品の授受について</p> <p>足立区職員と東京女子医大関係者との間で、会費制による会食、会議における飲食物の提供及び物品の授受が行われていたことが確認され、そのうち一部（式典における弁当の提供及び物品の授受の件）について、書面による上司の承認を得ていなかったものがあり、「利害関係者等との接触に関する指針」（令和3年4月1日施行）の規定に反する手続違反があったことが確認された。それ以外の会食及び物品の授受については法令や規則に違反するものは認められなかった。</p> <p>3 結論</p> <p>以上のとおり、足立区の職員と東京女子医大関係者との間で会食等が行われ、そのうち一部（式典における弁当の提供及び物品の授受の件）に書面による承認を得なかったという手続違反があったことが確認された。</p> <p>もともと、これは承認手続上の問題であり、これにより、本件病院の誘致及び補助金の交付事務等の業務に不適切な影響を与えた事実は確認できなかった。</p>
<p>是正措置等の意見</p>	<p>令和7年9月から10月にかけて、足立区が区職員（管理職）を対象に行った「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」によれば、「利害関係者等との接触に関する指針」（令和3年4月1日施行）の規定について、認識、理解が不足している職員も少なくないことが明らかになっており、現状、庁内において十分に周知がなされているとはいえない。</p> <p>よって、足立区においては、区の一般職員及び特別職の職員に対し、改めて同指針の周知徹底に努めていただくことを要望する。</p>
<p>添付資料の内訳</p>	<p>なし</p>

※ 実名は、本人の同意を得たとき又は本人が特に希望したときのみ記入する。

※ 紙面が不足するときは、別紙添付とする。

# 調査報告書

2026年2月13日

足立区公益監察員 金子 憲 康

足立区公益監察員補助員 明 珍 裕 也

同 堀 隆 聖

## I 調査の概要

### 第1 調査の経緯・対象

#### 1 調査の経緯

東京地方検察庁は、令和7年2月21日、学校法人東京女子医科大学（以下「東京女子医大」という。）の元理事長や元経営統括部次長らに対し、同人らが、平成30年から令和3年の間に、東京女子医大の河田町キャンパス新校舎建設工事や附属病院（東京女子医科大学東医療センター）の足立区（以下、単に「区」という場合には足立区を指す。）への移転に伴う病棟建設工事に関連し、実際には業務をしていない1級建築士の男性にアドバイザー報酬を支払わせ、東京女子医大に計約2億8000万円の損害を与えたとして、背任罪で起訴した。

他方、足立区は、東京女子医大に対し区内への附属病院の移転を求めて誘致を行ってきたという経緯があり、東京女子医科大学附属足立医療センター（以下「本件病院」という。）の建設（開院は令和4年1月）に関して、平成30年度以降令和4年度までに、用地購入費用及び補助金等合計100億円を超える費用を支出している。

そのような中、元理事長の逮捕後における区議会本会議での質疑を踏まえて、足立区は、区民の不信があるのであれば、区が自ら払しょくする必要があると判断し、令和7年3月の区議会予算特別委員会において、「東京女子医大の元理事長、元経営統括部次長又は建築士を含む東京女子医大関係者から、区長を始めとする幹部職員を含む区職員への接待や会食、金品授受などはなかったか」を調査し、調査結果を公表することを報告した。そして、調査については、客観性及び独立性を確保するため、区から独立した立場にある公益監察員に依頼することとした。

そこで、内部通報の調査等に関する必要な手続を経て、上記の点について、公益監察員による調査（以下「本件調査」という。）が開始された。

#### 2 調査の対象

以上の調査の経緯に照らし、本件調査においては、東京女子医大関係者と区の関係職員との間の会合等の実施の有無について調査するとともに、区から独立した公益監察員の立場から、会合等が実施された場合の費用負担の状況及び当該会合にかかる手続履践の有無等について調査し、さらに、会合等の存在が確認されたときには、それにより本件病院の移転に関する誘致や東京女子医大への補助金の交付等に不適切な影響を与えることがなかったか否かについても併せて調査した。

なお、上記背任事件については、すでに捜査機関による捜査が行われ、元

理事長等が起訴されており、また、本報告書作成時点までの報道及び東京女子医大の第三者委員会の報告書において、区職員が当該背任事件へ関与していたことが疑われる事実は確認されていないため、本件調査の対象外としている【<sup>1</sup>】。

## 第2 調査担当者の構成

金子憲康（足立区公益監察員、あさひ法律事務所、弁護士）

明珍裕也（足立区公益監察員補助員、あさひ法律事務所、弁護士）

堀隆聖（足立区公益監察員補助員、あさひ法律事務所、弁護士）

金子憲康弁護士は、所属する第二東京弁護士会の推薦を受け、2019年4月より足立区公益監察員に就任している。

そして、足立区公益監察員は、足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱（以下「内部通報要綱」という。）第3条1項により設置され、法令違反等の通報等があった場合に、区長等から独立して調査し、公正かつ中立な立場で調査結果の報告及び是正措置の勧告等を行うものである（内部通報要綱第3条2項、第9条1項）。

なお、本件調査においては、足立区総務部コンプライアンス推進担当課を公益監察事務局として、資料の収集、アンケート調査の実施及びヒアリングの日程調整等に関する事務を行わせた。

## 第3 調査の方法

### 1 調査の限界

公益監察員による調査には強制力がないため、アンケート及びヒアリングは任意の協力を前提として行われる。

なお、足立区の職員等は公益監察員が行う調査に協力する義務がある（内部通報要綱第18条2項）。

### 2 調査の具体的内容

#### (1) 誘致・補助金交付に関する資料等の精査

足立区議会及び委員会の会議録・報告資料、本件病院の誘致に際して取り交わした覚書・協定書類を含む本件病院の誘致及び補助金交付に関する資料並びに各種規程、利害関係者等に関する規程等を精査した。

<sup>1</sup> なお、本件病院の建築工事請負代金には、建築士に対するアドバイザー報酬は含まれておらず、また、足立区が交付した補助金から当該アドバイザー報酬が支払われていないことが確認されている。

## (2) 足立区職員等へのアンケートの実施

本件病院の誘致及び補助金交付に関して、利害関係者との接触の有無、内容等を調査し、職員等に対するヒアリングの前提資料とすることを目的として、平成26年から現在まで誘致及び補助金交付等の事務を担当していた政策経営部、衛生部、秘書課の職員及び副区長（元職員を含む。）並びに足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会の委員総勢97名に対してアンケート調査を要請し、89名からの回答を得た。また、区長に対してもヒアリングに先立ち、書面による事前質問を行った。

## (3) 足立区職員等へのヒアリングの実施

本件病院の誘致及び補助金交付の事務に関与した職員（現・前職の副区長を含む当時政策経営部及び衛生部の職員であった計10名）に対して、対面又はウェブでのヒアリングを実施した。また、区長に対しても対面にてヒアリングを行った。

## 3 評価の方法

公益監察員の調査は、区の幹部職員その他これらの者に準ずる者から独立性を確保して行われており（内部通報要綱第9条1項）、足立区からの要請、示唆等一切の影響を受けずに、独立した立場で事実を認定し評価するものである。

## II 調査結果の概要

### 第1 調査結果の要旨

区の職員と東京女子医大関係者との間で会食等が行われた事実が確認され、うち一部に手続違反があった。もっとも、これにより、本件病院の誘致及び補助金の交付事務等の業務に不適切な影響を与えた事実は確認できなかった。

### 第2 調査結果の内容

#### 1 問題となり得る法令等

区は、本件病院の建設等に当たって、東京女子医大に対して、85億円の施設等整備費補助金を交付しており、東京女子医大は、区の職員にとって利害関係者（足立区職員倫理規程第3条1項4号）に該当する。

そのうえで、区の職員が利害関係者と接触を行うことに関しては、以下の法令等が問題となり得る。

### (1) 刑法（収賄罪）

公務員が、その職務に関し、賄賂を収受したときは、5年以下の懲役【<sup>2</sup>】に処せられる（刑法第197条）。

ここにいう「公務員」とは、「国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員」をいう（刑法第7条1項）。したがって、区長、副区長を含むすべての区職員に適用される。

また、「賄賂」とは、公務員がその職務行為の対価として受ける不正な報酬としての利益をいう。そのため、たとえば、会食における費用を各自で負担した場合には、賄賂に該当しない。また、社会的儀礼の範囲内にあるものについても、賄賂性が否定され、賄賂には該当しない。社会的儀礼の範囲内にとどまるか否かは、その贈与の種類、程度、時期、趣旨、人的関係その他の諸条件を参酌して判断される。

### (2) 地方公務員法

地方公務員法により、地方公務員は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、また、信用を失墜させるような行為を行ってはならないとともに、職務に専念する義務を負う（地方公務員法第32条、第33条、第35条）【<sup>3</sup>】。

ここにいう「地方公務員」には、区長、副区長を含むすべての足立区職員が含まれる（地方公務員法第3条）。

<sup>2</sup> 「拘禁刑」は令和7年6月1日以降の行為について適用されるため、本件では改正前の刑法が適用される。

<sup>3</sup> 第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第33条（信用失墜行為の禁止）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第35条（職務に専念する義務）

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

### (3) 足立区職員倫理規程及び利害関係者（等）との接触に関する指針

#### ア 規程の内容

足立区では、「足立区職員倫理規程」【<sup>4</sup>】において、足立区職員の職務にかかる倫理に関する事項を定め、具体的に、利害関係者との接触に際する規律について、以下のとおり定めている。

#### 第8条（利害関係者との接触に関する原則）

職員は、別に定める利害関係者との接触に関する指針を遵守するとともに、この指針に基づき、上司が承認した場合…を除き、いかなる理由においても、自らの職務に利害関係がある者又は自らの地位等から事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係がある者から、金品を受領し、又は利益若しくは便宜の供与を受ける行為その他職務遂行の公正さに対する区民の信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。

同規程第8条を受けて、「利害関係者との接触に関する指針」では、以下の内容が定められている。

なお、同指針は、改正が行われ、「利害関係者等との接触に関する指針」として令和3年4月1日に施行されている。

そのため、以下では、令和3年3月31日以前（以下「旧指針」という。）の内容と令和3年4月1日以降（以下「新指針」という。）の内容を、それぞれ記載する（以下、旧指針と新指針を区別せずに摘示する場合は単に「指針」という。）。

#### (ア) 旧指針（抜粋）

1 利害関係者とは、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等に当たって、職員の職務に利害関係のある相手（団体及び個人）をいう。

#### 2 利害関係者との接触についての原則

職員は、利害関係者との間で、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれのあるものとして、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会食（パーティーを含む。）をすること。
- (2) 遊技、スポーツ又は旅行をすること。

<sup>4</sup> なお、同規程は、令和3年5月12日に改正されているが、本文中の第8条の抜粋箇所について内容の変更はない。

- (3) せん別、中元、歳暮等、いかなる理由であれ金品を受領すること。
- (4) その他一切の利益や便益の供与を受けること（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供を除く。）

### 3 上記2の原則の例外

- (1) 家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為で職務に関係のないものには適用しない。
- (2) 事前に上司の承認を得た場合は適用しない。

### 4 上記3(2)の上司の承認

上司は、職員が利害関係者との間において、上記2に掲げる行為をすることの承認を求めた場合は、当該職員の行為が5に掲げる例に該当し、かつ、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないと判断した場合にのみ承認すること。承認する場合は、当該職員に対して足立区職員倫理規程の趣旨に反することのないよう、改めて注意を喚起しなければならない。

### 5 利害関係者との接触において上司が承認できる場合の例

- (1) 会食（パーティーを含む。）について
  - ア 職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払う場合  
（正当な対価を支払う場合でも、打合せ等の業務の終了した後に、場所を変えて会食する等の場合は、職務上の必要性は認められない。）
  - イ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合
- (2) 遊技、スポーツ又は旅行について
  - 職務上の必要性から旅行（出張）する場合
- (3) 金品の受領について
  - ア 広く配布される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲のもの（カレンダー、手帳、ボールペン等）
  - イ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で参加者に配付される記念品（社会通念上許される範囲のものに限る。）
- (4) その他の利益や便益の供与について
  - ア 出張の際に、用務地の事情や職務上の必要性からやむを得ず利害関係者の提供する自動車を利用する場合
  - イ 職務上の必要からやむを得ず利害関係者の所有する物品を借用

したり、利用する場合（筆記用具を借りる、コピー機を利用する等）

6 事前に上記3（2）の上司の承認を得られなかった場合

(1) 職員は、やむを得ない事情により、事前に3（2）の上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司に報告し、承認を得なければならない。

(2) 職員は、やむを得ない事情により、2に掲げる行為がなされた場合は速やかに上司に報告するとともに、職務の執行の公正を確保するため、迅速かつ適切な対応をとらなければならない。その際、上司は次のような指示をすること。

ア 職員の自宅等に利害関係者から金品が持参又は送付された場合は、当該物品を返却させ、その証拠を提出させること。

イ 食事の提供を受けて正当な対価を支払わなかった場合や、タクシーに同乗し応分の料金負担をしなかった場合は、その分を確実に返却するよう指示すること。

※下線部分は新指針で削除されている主な部分。

(イ) 新指針（抜粋）

2 利害関係者との接触についての原則（禁止行為）

(1) 職員は、利害関係者との間で、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれのあるものとして、次に掲げる行為（家族、友人等の個人的関係に基づく私生活面における行為で職務に関係のない行為を除く。）をしてはならない。ただし、第5項により上司の承認を得た場合はこの限りでない。

ア 会食（パーティーを含む。）を共にすること。

イ 遊技（演劇等の鑑賞、麻雀等を含む。）、スポーツ（ゴルフ等を含む。）又は旅行（公務のための出張を除く。）を共にすること。

ウ 金銭（小切手、商品券等を含む。）、物品（中元、歳暮、年賀、せん別、祝儀、香典その他これらに類するものを含む。）及び不動産の贈与を受けること。

エ 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子又は利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

オ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること（利害関係者の負担による場合を含む。）。ただし、職務上の必要からやむを得ず利害関係者の所有する物品を借用し、又は利用する場合（筆記用具を借り

る、コピー機を利用する等)を除く。

カ 無償で役務の提供を受けること(利害関係者の負担による場合を含む。)。ただし、出張の際に用務地の事情や職務上の必要性からやむを得ず利害関係者の提供する自動車を利用する場合を除く(その場合、帰庁後に必ず上司に報告するとともに、必要な場合は旅費精算等を行うこと。)

キ 未公開株式を譲り受けること。

ク 供応接待(酒や食事を提供する又は旅行、演劇鑑賞への招待等など、他人をもてなすことを目的とする行為全般をいう。以下同じ。)を受けること。

ケ その他一切の利益や便益の供与を受けること。ただし、社会一般の接遇として容認される湯茶の提供を除く。

コ 利害関係者をして、第三者に対し、アからケまでに掲げる行為をさせること。

4 上司の承認を得ることができる場合(第2項(禁止行為)の例外)

職員が上司の承認を得ることができる場合は、次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないと次項の手続により上司が判断した場合に限る。

(1) 会食(パーティーを含む。)を共にする場合で、次に掲げるものに該当するとき。

ア 職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払う場合

イ 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から簡素な飲食物等の提供を受ける場合。

ウ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合

(2) 遊技(演劇等の鑑賞、麻雀等を含む。)、スポーツ(ゴルフ等を含む。 )又は旅行を共にする場合で、職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払うとき。

(3) 物品を受領する場合で、次に掲げるものに該当するとき。

ア 広く配布される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲の物品(カレンダー、手帳、ボールペン等)である場合

イ 職務上の必要性又は職務への関連が認められるイベント等の招待券等(課として使用者等を決定するものに限る。)である場合

ウ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で参加者に配布される記念品(社会通念上許される範囲のものに限

る。)である場合

#### 5 上司の承認を得る手続

職員は、前項各号で定める上司の承認を得ることができる場合に該当するときには、事前に承認申請書(様式2)を提出(会食その他で複数の職員が参加する場合には、参加する職員の氏名を記すとともに当該職員の中で職位が最上位の者が申請するものとする。)することにより上司の承認を得るものとする(やむを得ない事情により、事前に上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司の承認を得るものとする。)。この場合において、承認に関する上司の判断に際しては、時期(契約等の更新が検討される時期など)等に留意するとともに、承認した際には、当該職員に対して本指針前文及び地方公務員法上の守秘義務等に反することのないよう、改めて注意を喚起しなければならない。

#### 9 区長、副区長及び教育長の倫理原則及び行動規準

- (1) 区長、副区長及び教育長(以下「区長等」という。)は、区民全体の奉仕者として公正な職務執行を図らなければならない、常に公私の別を明らかにし、職務に関して廉潔性を保持しなければならない。
- (2) 区長等は、利害関係者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈与や便益を受けること等であって区民の疑惑を招くような行為をしてはならない。

#### イ 規程及び指針の解釈

足立区職員倫理規程及び指針にいう「職員」とは、地方公務員法第3条2項に規定する一般職に属する職員及び同条3項3号に規定する非常勤職員(足立区職員倫理規程第3条1号【<sup>5</sup>】)が該当すると考えられる。

したがって、同規程及び指針は、区長、副区長及び教育長(以下、本項において「区長等」という。)を除く区の職員に対して適用されるが、

#### <sup>5</sup> (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤職員をいう。ただし、法第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員は除く。

区長等に対しては（新指針9を除き）適用がない。【<sup>6</sup>】

なお、職員が部長級である場合には、区長等が上司として承認を行うことになる。しかし、旧指針3（2）又は6若しくは新指針4又は5の「上司の承認」については、職員である上司が承認を行うことができる場合を定めるものであり、上記のとおり、区長等について（新指針9を除き）同指針は適用されない以上、区長等が上司となる場合、区長等は、区長等自身の判断により承認を行うことができるものと解される。

#### ウ 規程及び指針の適用対象に関する小括

以上によれば、区長、副区長、教育長が利害関係者と会食等を行う場合又は利害関係者から金品（物品）を受領する場合については、令和3年3月31日以前に行われたものについては、旧指針の適用はなく、令和3年4月1日以降に行われたものについては、新指針9が適用される。

他方で、区長、副区長、教育長を除く一般職の職員が利害関係者と会食等を行う場合については、上司（部長の職にある職員については、区長等）の承認が必要であり、会食については、原則として、職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払う場合又は利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合に限られる。また、同様に、金品（物品）の受領については、広く配布される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲の物品である場合、職務上の必要性又は職務への関連が認められるイベント等の招待券等である場合又は利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で参加者に配布される記念品（社会通念上許される範囲のものに限る。）である場合に限られる。

## 2 本件病院の誘致及び補助金交付事務の概要

### (1) 前提となる事実

本件調査より明らかとなった事実のうち、本件病院の誘致や補助金交付等に関して、行政に不適切な影響が与えられたか否かを検討する際の前提となる事実について述べる。

#### ア 関係部署及びその業務内容について

本件病院の誘致や補助金交付等に関する事務は、主として政策経営部及び衛生部が担当していた。

<sup>6</sup> このことは、区長等の倫理原則を新指針9において別途設けていることから明らかである。

(ア) 政策経営部について

政策経営部においては、経営戦略推進担当課が、本件病院の誘致及び建設費等の補助金の内容に関する検討を行っていた。同課は、構造改革特区など公共用地の活用を検討する目的で設立され、主としてエリアデザイン（まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などをエリアデザインとして、区内外に広く発信することで、区のイメージアップや、地域の活性化を図る新しいまちづくりの取組み）に取り組んでいた。

なお、本件病院の誘致は、江北エリア（日暮里・舎人ライナー江北駅を中心に、商業施設や住宅団地等が立ち並ぶ、区西南部の拠点となる地域）のエリアデザイン計画の1つであり、本件病院の誘致のために経営戦略推進担当課が設立されたものではない。

(イ) 衛生部について

衛生部は、建設費等の補助金の内容について、政策経営部と協議を進めるとともに、政策経営部が金額を決定し、区議会が予算を可決した補助金の交付手続を担当していた。具体的には、補助金の交付について定める「足立区大学病院施設等整備費補助金交付条例」（後述）が可決された平成30年度より、衛生部衛生管理課に大学病院整備担当係が設立され、補助金交付の手続を担っていた。

イ 足立区議会の承認等について

足立区においては、議員全員で構成される本会議に加え、議会の内部組織として委員会が設置されている。各委員会は、本会議での審議を効率的に行うために、議案などについての審査や調査を行っている。

常任委員会としての厚生委員会においては、福祉部及び衛生部に関する事項について審査や調査が行われている。

特別委員会としてのエリアデザイン調査特別委員会においては、対象エリアでの区有地等の活用手法や対象エリアでの事業推進について審査や調査が行われている。

ウ 足立区議会大学病院誘致促進議員連盟について

足立区においては、大規模な費用を要する区政プロジェクトの実施に際し、議員連盟が設立されることがある。

本件病院の誘致に際しても、平成27年6月30日、同年6月当時の区議会議員全員が東京女子医大の誘致に賛成し、国会議員や都議会議員を含む合計54名の議員が加盟した「足立区議会大学病院誘致促進議員

連盟」(以下「議連」という。)が設立された。

なお、同日に開催された議連の設立総会では、後述する平成27年4月28日付け「東京女子医科大学東医療センター移転に関する覚書」(覚書1)を取り交わしたことにに関して、「大学病院の誘致は区内にとって初めてであり、区民の健康、医療体制の充実が課題となっている足立区にとって長年の念願が叶う好機である。」、「江北地域において大きな意義をもつものである。」等と記載された設立の趣意書が承認されている。

## (2) 誘致の経緯

ヒアリング対象者の供述から以下の事実が認められる。

なお、本件病院の誘致に至る経緯の逐一を客観的に裏付ける担当部署や区議会における議事録等の存在は確認できなかったものの、計11名(区長、政策経営部7名、衛生部3名(元職員を含む。))のヒアリング対象者が相互に共通して以下の事実を述べており、かつ、客観資料から認定される事実とも整合することから、これらの供述の信用性は高く認められる。

### ア 大学病院の設置に関する区民の要望が多かったこと

足立区においては、区民から大学病院の設置を求める声が継続的に寄せられており、区民アンケートを実施した際にも、大学病院設置の希望が要望項目の上位に挙げられていた。例えば、本件病院の誘致に至る以前に実施された区民アンケート「区民の声 平成24年度版」においても、「区内に大学病院や救急指定病院を誘致してほしいというご意見やご要望などをいただきました」との結果が報告されている。

これらの結果を踏まえ、区としては、大学病院の誘致が区民の強い要望事項であると認識していた。

### イ 江北エリアにおける土地の活用について

足立区は、平成19年頃、昭和30年代に建築された都営住宅団地の建替えを契機として、地域のニーズに合わせた生活拠点の整備や緑豊かで良好な住宅市街地の形成を図ることを目標に、区域の整備、開発等に関する計画を策定した(東京都市計画地区計画の決定(足立区決定))。

複数のヒアリング対象者によれば、かかる都営住宅団地の跡地の活用方法を検討する中で、その候補の1つとして医療機関の導入が挙げられていたとされる。また、平成26年第2回足立区議会定例会においては、議員から、「議員らは大学病院の誘致を繰り返し要望してきた」旨の発言があり、これに対し、当時の政策経営部長は、「これまでも議会へご説明してきたとおり、区東北部の病院及び第三次救急医療機関などの高度

な医療機能を有する病院などを誘致する取り組みにつきましては、エリアデザイン推進本部にて現在の状況把握を行いながら、手法も含めて実現の可能性を探っております」との答弁を行っている。

このとおり、足立区においては、従前より、江北エリアにおける土地の活用方法として、医療機関を誘致することが検討されていたことがわかる。

なお、後述する覚書等の取交しに伴い、平成29年頃には、上記計画が変更され、土地利用の方針として「医療福祉施設地区」が設けられ、江北エリアにおいて、病院及び医療福祉施設の整備を目指すこととされている。

#### ウ 本件病院の移転の必要性と医療圏による移転の制約について

東京女子医大は、遅くとも平成26年頃、荒川区に所在した本件病院（当時の名称は「東京女子医科大学東医療センター」。）について、諸般の事情により移転又は廃院の必要に迫られていた。

この点、我が国では、医療法において、病床の整備を図るべき地域的単位（二次医療圏）及び特殊な医療を提供する地域的単位（三次医療圏）をそれぞれ定義し、医療計画の中で各圏域を定めることとしており、東京都においては、足立区・荒川区・葛飾区の3区を二次医療圏として指定している（区東北部保健医療圏）。そのため、本件病院は、かかる医療圏の圏内においてしか移転することができないという制約が存在する。

東京女子医大は、本件病院の移転等の必要性と医療圏による移転の制約を踏まえ、区東北部保健医療圏内において、条件の合う移転先を模索していたようである。

#### エ 小括

以上のとおり、区民の要望や江北エリアの都市計画を踏まえた区側の病院誘致の意向と、東京女子医大側の移転の必要性とが一致した結果として、本件病院の誘致に至ったことが認められる。

### (3) 本件病院の誘致に関する条件の策定

足立区と東京女子医大は、補助金を含む本件病院を誘致する条件の策定について、主に以下の三段階の書面を取り交わすことにより進めてきたことが認められる。以下、詳述する。

ア 平成27年4月28日付け「東京女子医科大学東医療センター移転に関する覚書」

足立区と東京女子医大は、平成27年4月28日付け「東京女子医科大学東医療センター移転に関する覚書」（以下「覚書1」という。）を取り交わした。

複数のヒアリング対象者の供述によれば、区は、東京女子医大と覚書1を取り交わす際、区議会の承認を受けていないものの、区議会及び同議会議員への事前説明・報告を経て、覚書1の作成から取交しまで進めてきたとされる。

この点、平成27年7月8日付け「エリアデザイン調査特別委員会報告資料」によれば、事後的ではあるものの、区議会議員が参加するエリアデザイン調査特別委員会において、覚書1の締結、概要及び今後の進め方等について報告されたことが確認でき、また、同委員会において議員から異議が出たことは確認できなかった。

また、上記のとおり、そもそも議連は、区議会議員を含む全議員が東京女子医大の誘致及び覚書1に賛成して設立されたものであるから、加盟した議員らが覚書1の取交しに賛同していたことがうかがわれる。

イ 平成29年4月5日付け「東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する覚書」

足立区と東京女子医大は、平成29年4月5日付け「東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する覚書」（以下「覚書2」という。）を取り交わした。

覚書2では、主に、以下の内容が規定された。

① 助成費に関する事項

－ 助成の内訳：

- ・ 建築助成費の上限額 80億円
- ・ 先進高額医療機器の助成費の上限額 5億円

② 病院の移転候補地に関する事項

- － 所在地：足立区江北四丁目22番・23番（住居表示）
- － 地積：約26,500㎡
- － 区が平成29年度末を目標に東京都からの用地取得に取り組むこと
- － 貸付条件：貸付期間50年間（協議により延長可）

③ 病院施設の規模及び機能に関する事項

- 延床面積：約44,000～49,500㎡
- 病床数：450床を想定
- 救急救命センター、地域災害拠点中核病院等を含む病院機能の実現

複数のヒアリング対象者の供述によれば、足立区では、政策経営部が中心となって、覚書2の取交しに至るまでに、他自治体における大学病院誘致の事例（東京都江東区における昭和医科大学江東豊洲病院や千葉県八千代市における東京女子医大の誘致の際の補助金額の決定方法など）を調査し、議連への事前説明ないし協議の上で施設の建設等に対する助成費を決定したことから、補助金額（助成費）を不正に増額する余地はなかったとされる。

この点、政策経営部経営戦略推進担当課が所管する経営会議（平成27年度第23回）の議事録によっても、足立区が江東区の例を参考に建設費の補助金額について検討していることが確認できる。

このとおり、ヒアリング対象者の供述が相互に共通し、客観資料から認定される事実とも整合することから、建設費の補助金額の決定の経緯に関する上記供述については、その信用性が高く認められる。

また、先進高額医療機器の補助金については、経営会議等における金額決定の議論状況を裏付ける客観的な資料の存在は確認できなかった。しかし、平成29年4月24日付け「エリアデザイン調査特別委員会報告資料」によれば、事後的ではあるものの、区議会議員が参加するエリアデザイン調査特別委員会において、覚書2の締結、主な内容及び今後の取組み等について報告されたことが確認でき、また、同委員会において議員から異議が出たことは確認できなかった。

さらに、平成29年第1回足立区議会定例会において、今後覚書2を取り交わすことについて報告され、同年第1回足立区議会臨時会及び同年第2回足立区議会定例会等においては、すでに同覚書を取り交わしたことが報告されているが、同様に議員から異議が出た事実は確認できなかった。

そして、上記のとおり、そもそも議連は、区議会議員を含む全議員が東京女子医大の誘致に賛成して設立されたものであるから、加盟した議員が覚書2の取交しに賛同していたことがうかがわれる。

ウ 平成30年12月19日付け「東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書」

足立区と東京女子医大は、平成30年12月19日付け「東京女子医

科大学東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)を取り交わした。

建設費及び先進高額医療機器の補助金額等基本協定書の主たる内容は、覚書2を踏襲しているものである。また、基本協定書の取交し(第118号議案)については、平成30年第4回足立区議会定例会において全議員の賛成により可決されている。

#### エ 小括

以上より、本件病院の誘致に関する条件については、区議会議員の賛同を得るとともに、区議会の承認を経て、足立区と東京女子医大との間で合意が成立したことが認められる。

#### (4) 足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会と補助金交付について

平成30年第4回足立区議会定例会及び平成30年12月6日の足立区議会厚生委員会の議事録によれば、足立区大学病院施設等整備費補助金交付条例が可決され、制定されたことが確認できる。同条例に基づき、区職員のみならず医師会、弁護士及び公認会計士等といった多様な人材で構成された足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会が設置され、同審査会においては、補助の是非や補助金額の妥当性等について協議・審査が行われていた。

同審査会において補助金の交付が妥当であると審査されたものに限り補助金が交付されるどころ、平成31年3月6日の第1回審査会から令和4年2月15日の第3回審査会において、建設費に対する補助金計80億円の交付が決定され、令和5年2月28日の第4回審査会において、先進高額医療機器に対する補助金5億円の交付が決定されている。

本件病院の建設費及び先進高額医療機器に関する補助金が適切に交付されたことは、同審査会の議事録によって確認でき、東京女子医大の働きかけ等によって補助金が不正に増額されるなど交付手続が歪められた事実は認められない。

#### (5) 小括

以上のとおり、本件病院の誘致は、区民の要望や江北エリアの都市計画を踏まえた区側の病院誘致の意向と、東京女子医大側の移転の必要性とが一致した結果として実現したものである。また、補助金の内容を含む誘致条件の策定や補助金の交付手続に際しては、区議会議員の賛同を得ると

もに、議会の承認及び区職員以外も関与する審査会での手続を経ており、これらの過程において客観的に不正を認めるべき事実は確認されなかった。

### 3 会食、物品の授受について

#### (1) 本件に関し確認できた会食、物品の授受の内容

本件調査の結果、区職員と東京女子医大関係者との間で、以下のとおり、会費制による会食、会議における飲食物の提供及び物品の授受が行われていたことが確認できた。

なお、下記「①会食（会費制による会食）」にはヒアリング対象者の記憶のみに依拠するものが含まれており、同一の会食が異なる機会の会食として捉えられている可能性や各会食における参加者が必ずしも正確でない可能性は否定できないが、本調査の目的に鑑み、緩やかに認定をしていることに留意されたい。

	時期	内容	場所	足立区側参加者 (当時の役職)
①会食（会費制による会食）				
1	H27. 6. 2	懇談会・会食	ホテルニューオータニ	区長、A部長
2	H28. 2. 17	懇親会・会食	浅草ビューホテル	区長、B副区長、A部長
3	H28 夏頃	会議後の会食	居酒屋	A部長、C課長
4	H29. 9. 25	懇親会・会食	浅草ビューホテル	区長、A副区長
5	H29～H30	会議後の会食	居酒屋	A副区長、D部長
6	H29～R1	会議後の会食	ラーメン屋	A副区長、D副区長、E部長、F課長など
7	H30. 11. 22	江北まちづくり連絡会及びあだち医療センター中高層建設説明会後の会食	居酒屋	A副区長、G部長、H課長、I課長、J課長など
8	H31. 3. 10	起工式後の会食	居酒屋	A副区長、G部長、I課長、J課長
9	H31. 3 頃	会議後の会食	中華料理屋	A副区長、G部長

②会食（会議における飲食物の提供）				
10	H27. 11	弁当（ハンバーグ弁当）	東京女子医 大会議室	区長、B副区長、 C課長
11	H28. 秋頃	弁当（寿司弁当）	東京女子医 大会議室	区長、A副区長、 C課長
12	H30. 12. 19	昼食（協定締結後の昼食）	東京女子医 大会議室	区長、A副区長
13	H31. 2. 14	昼食（駅名変更打合せ）	東京女子医 大会議室	区長、A副区長
③物品の授受				
14	H29 以降	東京女子医大から羊羹や 焼酎（区長は、森伊蔵一 升瓶、A副区長は銘柄不 明、四合瓶）を2回程度 受領 （なお、A副区長は副区 長就任（平成29年3月 28日）後に受領してい る）		区長、A副区長
15	R1 頃	理事長就任祝賀会への参 加の御礼としてスカーフ （フェラガモ社製）を受 領		区長
16	R4 頃	東京女子医大から焼酎 （森伊蔵四合瓶）を受領		D副区長
17	R6. 6. 13	区長が両手首を骨折して 本件病院に入院していた 際、元理事長からプリザ ードフラワーを受領		区長
④式典における会食、物品の授受				
18	R3. 11. 12	東京女子医科大学附属足 立医療センター・看護専 門学校竣工記念式典	看護専門学 校4階	区長、A副区長、 K教育長、G部 長、L部長、M部 長

## (2) 手続の履践、違反の有無等について

### ア ①会食（会費制の会食）

#### (ア) 必要な手続の履践の有無

(1) の表番号1～9（4を除く）の会食は、旧指針が適用される  
ところ、旧指針によれば、正当な対価を支払う場合でも、「打合せ等の  
業務が終了した後に場所を変えて会食する等の場合は、職務上の必要  
性は認められない」として、上司は承認ができないとされている（旧  
指針5（1）ア。なお、新指針では、当該規定は削除され、打合せ等  
の業務が終了した後に場所を変えて会食する等の場合についても職  
務上の必要性は認められるようになっている）。

もともと、上記のとおり、同指針は、区長、副区長、教育長（以下、  
本項において、「区長等」という。）を除く職員に対して適用されるも  
のであり、旧指針3（2）の上司に、区長等は含まれないと解される。  
したがって、区長等において職務上の必要性があると判断し、承認し  
たものについては、旧指針3（2）の定めにかかわらず、手続違反と  
は解されない。

以上を前提に、区長、副区長が同席している会食（(1) の表番号1、  
2、5～9）については、その場で区長又は副区長による承認があっ  
たといえる。他方、区長、副区長が同席していない会食（(1) の表番  
号3）も存在する。

もともと、ヒアリングによれば、参加者（当時部長）は、区長、副  
区長に対して、東京女子医大関係者との会合等の接触の状況及び打合  
せの内容を逐一報告していたことが認められる。これに対し、区長又  
は副区長から特段異議が述べられた事実が認められないことからす  
れば、状況からして事後的な承認があったものと認められる。

したがって、必要な手続は履践されていたと認められる。

なお、(1) の表番号4の会食は、足立区側の参加者が区長及びA副  
区長のみであることから、旧指針の適用がなく、手続違反の問題は生  
じ得ない。

#### (イ) 小括【<sup>7</sup>】

上記のとおり、指針との関係で手続違反はない。また、ヒアリング  
の結果、いずれの会食も会費制であり、会食により区職員が何らかの  
利益を得た事実は確認できないことから、収賄罪における賄賂も存在

<sup>7</sup> 上記のとおり、地方公務員法違反も問題となるが、足立区職員倫理規程又は収賄罪と  
別途問題となるものではないため、別個に検討することとはしていない。

せず、同罪も成立しない。したがって、これらの会食について違反に該当する事実はない。

#### イ ②会食（会議における飲食物の提供）

旧指針では、「5 利害関係者との接触において上司が承認できる場合の例」として、「イ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合」が挙げられている。

##### （ア）必要な手続の履践の有無

（1）の表番号10、11の会議における会食には、旧指針が適用される場所、旧指針によれば、「利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合」に該当する場合には、上司の承認があれば、飲食物の提供を受けることができるとされている（旧指針5（1）イ）。

同会食には、一般職である課長と一緒に出席しているが、いずれの会議にも区長、副区長が同席しており、上司としての承認があったことは明らかである。

また、本件において提供された弁当類の金額は不明であるが、首長である区長が出席する会議において、相応の品質の飲食物が提供されたとしても社会通念に照らして相当な範囲を逸脱したものとは認められない。したがって、必要な手続は履践されていたと認められる。

なお、（1）の表番号12、13の会食は、足立区側の参加者が区長及び副区長のみであることから、旧指針の適用がなく、手続違反の問題は生じ得ない。

##### （イ）小括

上記のとおり、指針との関係で手続違反はない。

また、社会通念上許容される飲食の提供を受けることは、国家公務員倫理規程などでも許容されている行為であり、賄賂には該当しないことから、収賄罪も成立しない。

したがって、これらの会食についても違反に該当する事実はない。

#### ウ ③物品の授受

（1）の表番号14～17の物品の授受は、いずれも区長、副区長に対するものであって、部長以下の一般職に属する職員に対するものではない。そのため、副区長、区長等の上司としての承認といった手続の問

題は生じない。

一方で、これらの物品の授受が収賄罪に該当しないか、また、表番号16、17（14についても一部含まれる可能性がある。）については新指針が適用されるため、新指針9に抵触しないかが問題となる。

(ア) 羊羹、焼酎

羊羹及び焼酎は、東京女子医大の関係者が区長及び副区長に対して直接ではなく秘書課の職員に渡す形で授受された。東京女子医大の関係者がどのような意図であったかは不明である【<sup>8</sup>】。

このうち森伊蔵（一升瓶）は一般的な手土産としてはやや高額なもの（定価は3000円程度であるが、現在の取引相場は約1万5000円～2万円であり、当時の相場は不明。）であると思われるが、首長である区長に対する贈答品としては社会通念上許容される範囲を超えるものとはいえない。羊羹や四合瓶の焼酎は一般的な手土産と認めることができる。

したがって、当該羊羹及び焼酎（一升瓶・四合瓶）は、区長、副区長に対する贈答品としては、社会的儀礼の範囲内であるとして賄賂性を欠く。

また、上記の事情からすれば、公正な職務執行に疑念が生じるようなものではなく、区民の疑惑を招くような行為とも認められないから、新指針9に抵触するとはいえない。

なお、区長は、贈られた2本の焼酎（森伊蔵一升瓶）については、調査日（令和7年10月9日）現在、いずれも開封されずに保管されていることが確認された。

(イ) スカーフ（フェラガモ社製）

当該物品は、区長が元理事長が東京女子医大の理事長に就任した際開催された就任祝賀会に参加したお礼として元理事長から贈られたとのことである。当該スカーフは、一般的な返礼品としては、やや高額なもの（当時の価格は不明ながら2～3万円程度か。）と思われるが、区長は同祝賀会の参加にあたって会費として私費で3万円を支払い、さらに、同じく同祝賀会に出席した副区長とともに連名で生花を贈っていること、また区長自らが時間を割いて祝賀会に参加したこと

<sup>8</sup> なお、ヒアリング対象者によれば、会議後に東京女子医大の関係者が手土産として秘書課の職員に渡した際、「皆さまで（どうぞ）」という趣旨の発言があったと聞いたことがあったとのことであるが、時期や詳細等については不明である。

からすれば、相応のお礼の品を贈ることは社会生活上ありえることであり、これが区長の職務行為の対価の趣旨で授与されたものとは考え難い。

したがって、当該物品については、その程度、時期、趣旨、人的関係に鑑みれば、社会的儀礼の範囲から逸脱したものとはいい難く、賄賂性を認めることはできない。

#### (ウ) プリザーブドフラワー

当該物品は、区長が本件病院に入院した際に贈られたものであるところ、金額は不明であるが、お見舞いとして、花を送ることは社会一般的に行われるものであり、社会的儀礼の範囲内であるとして賄賂性を欠く。

また、これにより公正な職務執行に疑念が生じるものとは認められず、区民の疑惑を招くような行為とも認められないから、新指針9に抵触するとはいえない。

#### (エ) 小括

以上のとおり、本件において東京女子医大関係者から区長、副区長に対してなされた物品の授受は、いずれも収賄罪が成立するものではなく、また、新指針9に抵触するものでもない。

### エ ④式典における会食、物品の授受

#### (ア) 会食

ヒアリングによれば、(1)の表番号18の式典において、区長、各部長は、式典参加後、会食には参加せず帰宅しているが、その際、部長職の職員の中に弁当を持ち帰った者もいた事実が確認された。

本件は、新指針が適用される場所、式典において弁当の提供を受ける行為は、「利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合」として、上司の承認を得ることができる場合(新指針4(1)ウ)に該当する。また、当該式典には区長や副区長も参加しており、上司による事実上の承認はあったといえる。

しかしながら、新指針では、新指針5に記載のとおり、承認申請書(様式2)を提出し、承認を得る手続が必要であるところ、同申請書が提出された事実は確認できなかった。したがって、この点については、手続上の違反があるといえる。

なお、収賄罪については、前記のとおり、社会通念上許容される飲食の提供を受けることは、賄賂には該当しないことから、同罪は成立しない。また、副区長及び教育長については、会食に参加した事実は確認されていないが、仮に参加していたとしても、これにより公正な職務執行に疑念が生じるものとは認められず、区民の疑惑を招くような行為とも認められないから、新指針9に抵触するとはいえない。

#### (イ) 物品の授受

また、同式典において、部長職の職員の中には、式典の記念品として東京女子医大の名称が入ったボールペンを受領した者がいた。

上記のとおり、本件では、新指針が適用される場所、記念品としてボールペンを受領する行為は、「広く配布される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲の物品（カレンダー、手帳、ボールペン等）である場合」又は「利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で参加者に配布される記念品（社会通念上許される範囲のものに限る。）である場合」に該当（新指針4（3）ア、ウ）し、上司の承認を得ることができる場合に該当する。また、同式典には区長や副区長も参加しており、事実上の承認があったといえる。

しかしながら、新指針5の承認申請書（様式2）が提出された事実は確認できなかった。したがって、この点については、手続上の違反があるといえる。

なお、収賄罪については、当該ボールペンが同式典の記念品として、参加者に配布されていたものであって、特定の職務に対するものとは解されないこと、また、金額としても、社会通念上相当な範囲を超えたものとは解されないことから、賄賂には該当せず、同罪は成立しない。また、区長、副区長及び教育長が当該ボールペンを受領した事実は確認されていないが、仮に受領していたとしても、これにより公正な職務執行に疑念が生じるものとは認められず、区民の疑惑を招くような行為とも認められないから、新指針9に抵触するとはいえない。

#### (ウ) 小括

以上のことから、式典における会食（弁当を持ち帰ったことを含む）、物品の授受について、承認申請書を用いずに承認を得たという手続上の違反があったことが確認された。

#### 4 行政に対して不適切な影響が与えられたといえるか

本件病院の誘致・設置は、上記の経緯のとおり、足立区と東京女子医大の需要が一致して進められたものであって、その過程においてルールから大きく逸脱した会食等の事実は認められなかった。また、上記のとおり、病院の誘致、補助金の交付にあたっては、議連、議会や審査会など区職員以外の関与もあり、客観的に不正を認めるべき事実はなかった。

加えていえば、経験則として、収賄が行われ、行政が歪められるのは、民間業者が行政に対して自己の要望を実現するために行われるケースが典型的であるところ、本件は、区民のニーズに基づき、全会一致の賛同も得つつ区が誘致を行ったという経緯によるものであって、かかる典型例にあてはまらないものといえる。

### 第3 まとめと公益監察員からの要望

以上のとおり、区の職員と東京女子医大関係者との間で行われた会食において一部に手続違反があった。もっとも、これは承認手続上の問題であり、これにより、本件病院の誘致及び補助金の交付事務等の業務に不適切な影響を与えた事実は確認できなかった。

しかし、令和7年9月から10月にかけて、区が管理職員を対象に行った「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」によれば、指針の規定について、認識、理解が不足している者が少なくないことが明らかになっており、現在においても、区内において指針の内容が十分に周知されているとはいえない。

よって、足立区においては、区の一般職員及び特別職の職員に対し、改めて指針の周知徹底に努めていただくことを要望する。

以上

## 足立区職員倫理規程

平成17年11月 1 日訓令甲第31号  
改正 令和 2 年 6 月 1 日訓令甲第15号  
令和 3 年 5 月12日訓令甲第18号

(目的)

**第 1 条** この規程は、職員の職務に係る倫理に関する事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する区民の疑惑、不信等を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する区民の信頼を確保することを目的とする。

(倫理原則)

**第 2 条** 職員は、足立区職員であるという自覚と誇りを持ち、区民の信頼に応えることができるよう全力を挙げて職務を遂行するとともに、勤務時間内はもちろん、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、自らを律して行動しなければならない。

(定義)

**第 3 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤職員をいう。ただし、法第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員は除く。
- (2) 管理監督職員 係長以上の職又はこれと同等の職責を持つ職（技能長を含む。）にある職員をいう。
- (3) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- (4) 利害関係者 免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等に当たって、職員の職務に利害関係のある相手（団体及び個人）をいう。

2 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

(倫理監督員等の設置)

**第 4 条** この規程の目的を達成するため、倫理監督員及び倫理相談員を置く。

- 2 倫理監督員は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 倫理相談員は総務部人事課長の職にある者をもって充てる。
- 4 倫理相談員は、第6項に規定する職務を遂行するにあたり補助者を指名することができる。
- 5 倫理監督員は、職員の倫理に関し総括し、倫理の向上と綱紀の粛正を推進するものとする。
- 6 倫理相談員は、職務に係る倫理の保持について、職員の相談に応じるとともに、必要な指導又は助言を行うものとする。

(職員の責務)

**第 5 条** 職員は、区民全体の奉仕者であり、区民の一部に対する奉仕者ではないことを自覚し、常に公正な職務の執行を図るとともに、公共の利益のために職務を遂行しなければならない。

2 職員は、区民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等区民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 3 職員は、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- 4 職員は、区民の不信を招き、又は区民に不安を与えるようなことのないよう、職務上知り得た情報を適正に取り扱わなければならない。
- 5 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となるものからの贈与等を受けること等の区民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(管理監督職員の責務)

**第6条** 管理監督職員は、その職責の重要性を自覚するとともに、職務に係る倫理の保持について管理又は監督の対象となる職員からの相談に応じ、並びに必要な指導及び助言を行わなければならない。

- 2 管理監督職員は、職員の職務に係る非行を発生させることのないよう、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図らなければならない。
- 3 管理監督職員は、自らが管理監督する職員が区民の公務に対する信頼を損なう行為を行った場合又はそのおそれが認められる場合には、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに倫理相談員に報告しなければならない。

(不正な要求に対する措置)

**第7条** 職員は、職務の遂行に当たり、違法行為又は公正な職務の遂行を損なうこととなることが明白な行為を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。

(利害関係者との接触に関する原則)

**第8条** 職員は、別に定める利害関係者との接触に関する指針を遵守するとともに、この指針に基づき、上司が承認した場合又は当該行為が地域活動団体若しくは当該団体の業務に従事する者との間で行うもので禁止行為から除外されるものである場合を除き、いかなる理由においても、自らの職務に利害関係がある者又は自らの地位等から事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係がある者から、金品を受領し、又は利益若しくは便宜の供与を受ける行為その他職務遂行の公正さに対する区民の信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

**第9条** 職員は、別に定める職場における「ハラスメント」の防止等に関する基本方針を認識し、他の者を不快にさせる等のハラスメントを行ってはならない。

- 2 管理監督職員は、職場におけるハラスメントを防ぐため、自己研鑽に努めるとともに、職員に対しても必要な啓発を行わなければならない。

(違反行為に対する措置)

**第10条** 区長は、職員が第5条から前条までに定める事項に違反して非違行為を行ったと認められた場合においては、足立区職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を受け、法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分をし、又は訓告等の人事管理上の必要な措置を厳正に講ずるものとする。

(不祥事防止のための研修の実施)

**第11条** 倫理監督員は、不祥事防止のための研修について必要な事項を定めるものとする。

- 2 倫理相談員は、不祥事防止のための研修について、倫理監督員を補助するものとする。

(委任)

**第12条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、倫理監督員が定める。

付 則 (令和3年5月12日訓令甲第18号)

この訓令は、令和3年4月1日から適用する。

## (旧) 利害関係者との接触に関する指針

平成 12 年 4 月 1 日総務部長決定

平成 18 年 4 月 1 日改正

- 1 利害関係者とは、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等に当たって、職員の職務に利害関係のある相手（団体及び個人）をいう。
- 2 利害関係者との接触についての原則  
職員は、利害関係者との間で、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれのあるものとして、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 会食（パーティーを含む。）をすること。
  - (2) 遊技、スポーツ又は旅行をすること。
  - (3) せん別、中元、歳暮等、いかなる理由であれ金品を受領すること。
  - (4) その他一切の利益や便益の供与を受けること（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供を除く。）
- 3 上記 2 の原則の例外
  - (1) 家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為で職務に関係のないものには適用しない。
  - (2) 事前に上司の承認を得た場合は適用しない。
- 4 上記 3 (2) の上司の承認  
上司は、職員が利害関係者との間において、上記 2 に掲げる行為をすることの承認を求めた場合は、当該職員の行為が 5 に掲げる例に該当し、かつ、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないと判断した場合にのみ承認すること。承認する場合は、当該職員に対して足立区職員倫理規程(平成 17 年足立区訓令甲第 31 号)の趣旨に反することのないよう、改めて注意を喚起しなければならない。
- 5 利害関係者との接触において上司が承認できる場合の例
  - (1) 会食（パーティーを含む。）について
    - ア 職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払う場合  
(正当な対価を支払う場合でも、打合せ等の業務の終了した後に、場所を変えて会食する等の場合は、職務上の必要性は認められない。)
    - イ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合
  - (2) 遊技、スポーツ又は旅行について  
職務上の必要性から旅行（出張）する場合
  - (3) 金品の受領について
    - ア 広く配布される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲のもの（カレンダー、手帳、ボールペン等)
    - イ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で参加者に配付される記念品（社会通念上許される範囲のものに限る。)

(4) その他の利益や便益の供与について

ア 出張の際に、用務地の事情や職務上の必要性からやむを得ず利害関係者の提供する自動車を利用する場合

イ 職務上の必要からやむを得ず利害関係者の所有する物品を借用したり、利用する場合（筆記用具を借りる、コピー機を利用する等）

6 事前に上記3(2)の上司の承認を得られなかった場合

(1) 職員は、やむを得ない事情により、事前に3(2)の上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司に報告し、承認を得なければならない。

(2) 職員は、やむを得ない事情により、2に掲げる行為がなされた場合は速やかに上司に報告するとともに、職務の執行の公正を確保するため、迅速かつ適切な対応をとらなければならない。

その際、上司は次のような指示をすること。

ア 職員の自宅等に利害関係者から金品が持参又は送付された場合は、当該物品を返却させ、その証拠を提出させること。

イ 食事の提供を受けて正当な対価を支払わなかった場合や、タクシーに同乗し応分の料金負担をしなかった場合は、その分を確実に返却するよう指示すること。

7 官公庁職員との接触

職員が、官公庁（国、他の地方公共団体及び区が出資その他の方法で助成する団体等）の職員と接触する場合については、職務上の必要性に留意しつつ、この指針を準用する。

8 その他

(1) 各所属において、業務内容に応じた利害関係者との接触について別に基準を定めている場合は、この指針の趣旨に反しない限り、その適用を妨げるものではない。

(2) この指針は、平成12年4月1日から適用する。

## (新) 利害関係者等との接触に関する指針

この指針は、足立区職員倫理規程（平成 17 年足立区訓令甲第 31 号。以下「倫理規程」という。）第 8 条に基づき、利害関係者等との接触その他の職務遂行の公正さに対する区民の信頼を損なうおそれのある行為の防止に関し、職員（倫理規程第 3 条第 1 号に規定する職員をいう。以下同じ。）が具体的な行動を判断する際の指針として定めたものである。

職員は、区民全体の奉仕者であって、区民の一部に対する奉仕者ではないことを自覚し、常に公正な職務執行を図らなければならない、いやしくもその職務や地位を私的な利益のために用いてはならないことは言うまでもないことである。

利害関係者等との間で生じうる個々の行為については、職務上の必要性を十分に確認した上で、当該行為が区民の信頼を損なうおそれがないかという点を常に意識して対応することが必要である。

### 1 利害関係者の定義

(1) この指針において、「利害関係者」とは、当該職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各規定に定める者をいう。

ア 許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等及び足立区行政手続条例（平成 7 年足立区条例第 21 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（倫理規程第 3 条第 1 項第 3 号に規定する事業者等をいう。以下同じ。）及び当該許認可等の申請を行い、又は行おうとしていることが明らかである事業者等又は個人（倫理規程第 3 条第 1 項第 3 号に規定する事業を行う個人を除く。以下「特定個人」という。）

イ 補助金等（足立区補助金等交付事務規則（昭和 50 年規則第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する補助金等をいい、指定管理料を含むものとする。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けた事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請を行い、又は行おうとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

ウ 立入検査、監査又は監察（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る。以下このウにおいて「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

エ 税等（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により定められる特別区税又はその例により賦課又は徴収する公課又はその他の徴収金（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る。））の賦課又は徴収（以下このエにおいて「賦課等」という。）をする事務 当該賦課等の対象となっている事業者等又は特定個人

オ 不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号に規定する不利益処分及び足立区行政手続条例第 2 条第 4 号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

- カ 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び足立区行政手続条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
  - キ 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は当該契約の申込みを行い、若しくは行おうとしていることが明らかである事業者等
  - ク 入札等（地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りをいう。）に関する事務 区の入札等に参加するために必要な資格を有する事業者等、区の入札等に参加する申請をしている事業者等及び区の入札等に参加する申請をしようとしていることが明らかである事業者等
- (2) 前号の規定にかかわらず、当該事業者等又は特定個人は、次に掲げる場合については、当該職員の利害関係者とみなす。
- ア 当該職員が異動した際、異動前の職務に係る当該職員の利害関係者であった事業者等又は特定個人が、異動後引き続き当該職務に係る他の職員の利害関係者であり、かつ、当該職員が異動した日から起算して3年以内である場合（ただし、当該職員の利害関係者であった事業者等又は特定個人が次項の表に定める地域活動団体である場合は除く。）
  - イ 当該職員の利害関係者でない事業者等又は特定個人が、当該職員を利用して他の職員への影響力を行使させ、自己の利益を図るために当該職員と接触していることが明らかなる場合

## 2 利害関係者との接触についての原則（禁止行為）

- (1) 職員は、利害関係者との間で、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれのあるものとして、次に掲げる行為（家族、友人等の個人的関係に基づく私生活面における行為で職務に関係のない行為を除く。）をしてはならない。ただし、第5項により上司の承認を得た場合はこの限りでない。
- ア 会食（パーティーを含む。）を共にすること。
  - イ 遊技（演劇等の鑑賞、麻雀等を含む。）、スポーツ（ゴルフ等を含む。）又は旅行（公務のための出張を除く。）を共にすること。
  - ウ 金銭（小切手、商品券等を含む。）、物品（中元、歳暮、年賀、せん別、祝儀、香典その他これらに類するものを含む。）及び不動産の贈与を受けること。
  - エ 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子又は利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
  - オ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること（利害関係者の負担による場合を含む。）。ただし、職務上の必要からやむを得ず利害関係者の所有する物品を借用し、又は利用する場合（筆記用具を借りる、コピー機を利用する等）を除く。
  - カ 無償で役務の提供を受けること（利害関係者の負担による場合を含む。）。ただし、出張の際に用務地の事情や職務上の必要性からやむを得ず利害関係者の提供する自動車を利用する場合を除く（その場合、帰庁後に必ず上司に報告するとともに、必要な場合は旅費精算等を行うこと。）。
  - キ 未公開株式を譲り受けること。

ク 供給接待（酒や食事を提供する又は旅行、演劇鑑賞への招待等など、他人をもてなすことを目的とする行為全般をいう。以下同じ。）を受けること。

ケ その他一切の利益や便益の供与を受けること。ただし、社会一般の接遇として容認される湯茶の提供を除く。

コ 利害関係者をして、第三者に対し、アからケまでに掲げる行為をさせること。

(2) 前号の規定にかかわらず、当該利害関係者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合において、当該利害関係者との間で行う同表の右欄に掲げる行為については、禁止行為に該当しないものとする。

地域活動団体（主として区内の一定の地域を基礎として当該地域の区民が主体的に行う町会・自治会活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行う団体で、各部長が協議書（様式1）により総務部長に協議し、承認書（様式1の2）による承認を経て指定するものをいう。）及び当該団体の業務に従事する者	① 職務として出席する行事、式典、会議、打合せ等（職務に関連して出席するものを含む。）において、他の出席者と同様の弁当その他の簡素な飲食物等の提供を受けること。 ② 自己の飲食に相当する費用を負担して、職務として出席する行事、式典、会議、打ち合わせ等（職務に関連して出席するものを含む。）に併せて会食（パーティーを含む。）を共にすること。ただし、自己の飲食に相当する費用が10,000円以下の場合に限る。この場合において、自己の飲食に相当する費用が10,000円を超えるときは、様式2により承認を申請すること。
--	--

3 職員（前項コに掲げる行為にあつては、同項コの第三者をいう。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

4 上司の承認を得ることができる場合（第2項（禁止行為）の例外）

職員が上司の承認を得ることができる場合は、次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないと次項の手続により上司が判断した場合に限る。

(1) 会食（パーティーを含む。）を共にする場合で、次に掲げるものに該当するとき。

ア 職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払う場合

イ 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から簡素な飲食物等の提供を受ける場合。

ウ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合

(2) 遊技（演劇等の鑑賞、麻雀等を含む。）、スポーツ（ゴルフ等を含む。）又は旅行を共にする場合で、職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払うとき。

(3) 物品を受領する場合で、次に掲げるものに該当するとき。

ア 広く配布される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲の物品（カレンダー、手帳、ボールペン等）である場合

イ 職務上の必要性又は職務への関連が認められるイベント等の招待券等（課として使用者等を決定するものに限る。）である場合

ウ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で参加者に配布される記念品（社会通念上許される範囲のものに限る。）である場合

## 5 上司の承認を得る手続

職員は、前項各号で定める上司の承認を得ることができる場合に該当するときには、事前に承認申請書（様式2）を提出（会食その他で複数の職員が参加する場合には、参加する職員の氏名を記すとともに当該職員の中で職位が最上位の者が申請するものとする。）することにより上司の承認を得るものとする（やむを得ない事情により、事前に上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司の承認を得るものとする。）。この場合において、承認に関する上司の判断に際しては、時期（契約等の更新が検討される時期など）等に留意するとともに、承認した際には、当該職員に対して本指針前文及び地方公務員法上の守秘義務等に反することのないよう、改めて注意を喚起しなければならない。

## 6 利害関係者以外の者との接触

職員は、利害関係者に該当しない者との間であっても、その者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与（第2項に定める金銭、物品その他一切の利益や便益の供与等をいう。以下同じ。）を受けてはならない。

また、職員は、国、独立行政法人その他の政府機関又は他の地方公共団体（利害関係者に該当しない場合に限る。）の職員と接触する場合においても、区民の疑惑や不信を招く行為を行ってはならない。

## 7 利害関係者等からの禁止行為に係る働きかけ等があった場合の対応

(1) 供応接待又は財産上の利益の供与の申出があった場合（第4項のいずれかに該当するものとして第5項による上司の承認を得た場合を除く。）

ア 職員は、明確に拒否するとともに、届出書（様式3）により直ちに上司に届け出る。

イ 上司又は当該上司を監督する上司は、当該利害関係者等に対して、再びこのようなことがないように厳重に申し入れる。

ウ 禁止行為が既に行われていた場合には、上司は、届出書（様式3）の備考欄に返還等事案に対する対応等を記載の上、直ちに当該届出書の写しを当該上司を監督する上司及び人事課（調査担当）に提出する。なお、この取扱いは第5項の事後、上司の承認を得られなかった場合に準用する。この場合において、「届出書（様式3）」は「申請書（様式2）」と読み替えるものとする。

(2) 職員の自宅等に金銭、物品等（以下「贈答品等」という。）が持参又は送達された場合

ア 職員は、直ちに上司に贈答品等を持参した上で届出書（様式3）により届け出る。

イ 上司及び当該上司を監督する上司は、当該利害関係者等の状況等に応じて、送付文（文例1）又は警告文（文例2）を発送するなどして当該贈答品等の引き取りを依頼し、又は指示する。

ウ 上司は、届出書（様式3）の備考欄に返却等の措置の経過を記載の上、当該届出書の写しを当該上司を監督する上司及び人事課（調査担当）に提出する。

## 8 業務遂行上における利害関係者との接触に関する職員の遵守事項

### (1) 職員の遵守事項

ア 職員は、職務上利害関係者と接触する場合には、公務員としての自覚を持って接することとし、原則として、複数の職員で対応すること。

イ 職員は、やむを得ず単独で職務上利害関係者と接触（相談を含む。）する場合には、必ず上司に事前及び事後の報告をすること。また、その際に利害関係者から職務上の要望、意見等を受けたときは、速やかにその内容を上司に報告し、指示を受けること。

ウ 職員は、利害関係者等からさぐり行為（予定価格や最低制限価格などの厳格管理情報を職員等から聞き出そうとするなどの行為）を受けた場合、直ちに断るとともに、届出書（様式3）により速やかにその内容を上司に報告すること。

### (2) 上司等の遵守事項

ア 職員の上司及び当該上司を監督する上司は、職員と利害関係者との接触について、日頃から状況の把握に努めるとともに、職員が報告・相談しやすい職場づくりに取り組むこと。

イ 職員の上司及び当該上司を監督する上司は、職員から利害関係者との接触等について、報告又は相談等を受けた場合には、当該利害関係者又は当該利害関係者の所属する法人等に厳重注意をする等の適切な対応をするとともに、その経過を届出書（様式3）の備考欄に付記すること。

ウ 職員の上司及び当該上司を監督する上司は、利害関係者がみだりに執務室内に立ち入らないよう徹底するとともに、職員と利害関係者が、公開で打ち合わせることのできる場所を確保するなど、職場環境の整備に努めること。

### (3) 違反行為等に関する報告

ア 職員は、他の職員が本指針に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、当該職員は、その事実を人事課（調査担当）に報告しなければならない。

イ 職員は、他の職員が本指針に違反する行為を行った疑いがあると思料する事実を報告したことを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

## 9 区長、副区長及び教育長の倫理原則及び行動規準

(1) 区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）は、区民全体の奉仕者として公正な職務執行を図らなければならない。常に公私の別を明らかにし、職務に関して廉潔性を保持しなければならない。

(2) 区長等は、利害関係者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈与や便益を受けること等であって区民の疑惑を招くような行為をしてはならない。

## 10 違反行為に対する処分等

職員がこの指針に反する行為を行ったと認められる場合は、倫理規程及び足立区職員の懲戒処分に関する指針に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に基づく懲戒処分をし、又は人事管理上必要な措置を講ずる。

#### 1.1 その他

(1) この指針の具体的な適用等に関して疑義等がある場合は、人事課（倫理相談員又は補助者）に相談するものとし、人事課は必要な指導及び助言を行うものとする。

付 則（総務部長決定）

この指針は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（2足総人発第5161号 令和3年3月31日 区長決定）

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

様式1（第2項関係）

地域活動団体の指定に関する協議書

年 月 日

総務部長

部長職名  
氏名

利害関係者等との接触に関する指針第2項第2号の表の規定に基づき、以下の事業者等を地域活動団体として指定するよう協議します。

1	利害関係の種類	(第1項第1号アからクの規定を記入)
2	利害関係の根拠となる規程（要綱等）及び条項	
3	団体名称・代表者氏名	
4	所在地	
5	団体業務従事者概数	
6	団体の活動内容	
7	地域活動団体に指定しようとする理由	
8	対象となる職務に従事する職員の職名	
9	備考	

協議決裁欄

	担当者	係長	課長	部長
印				

※所属長が第2項第2号の表中に規定する地域活動団体として指定しようとする場合には、あらかじめ、各部の部長の決裁後に協議申請のために人事課（調査担当）に本協議書を提出すること。

※決裁後、本協議書の写しを人事課（調査担当）に提出し、原本は、協議者の所属で保管すること。

様式1の2（第2項関係）

地域活動団体の指定に関する承認書

年 月 日

●●部長

総務部長  
氏 名

利害関係者等との接触に関する指針第2項第2号の表の規定に基づき、以下の事業者等を地域活動団体として指定することを承認します。

1	利害関係の種類	(第1項第1号アからクの規定を記入)
2	利害関係の根拠となる規程（要綱等）及び条項	
3	団体名称・代表者氏名	
4	所在地	
5	団体業務従事者概数	
6	団体の活動内容	
7	地域活動団体に指定しようとする理由	
8	対象となる職務に従事する職員の職名	
9	備 考	

承認欄

	担当者	係長	課長	部長
印				

※承認を受けた地域活動団体としての存立に関わる事項や禁止行為の除外対象となっている職務に従事する職員が所属する組織に変更等があった場合には、再度協議書を提出の上、承認を受けなければならない。

様式2（第5項関係）

利害関係者との接触に関する承認申請書

年 月 日

申請者の上司

所 属

氏 名

利害関係者等との接触に関する指針第5項に基づき、承認を申請します。

1	承認申請内容	
2	利害関係の種類	(第1項第1号アからクまでの規定を記入)
3	利害関係の根拠となる 規程(要綱・契約等)	
4	禁止行為の例外の種類	(第4項第1号アから第3号ウまでの規定を記入)
5	日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
6	場 所	
7	相 手 方	・団体名・代表者名 ・参加人数その他
8	区側参加者	
9	接触の理由・必要性	
10	費 用	
11	備 考	
12	その他 (不承認の理由等)	

※参加依頼文等がある場合には、添付してください。

承認欄(不承認の場合はその旨を付記の上押印すること)

	承認申請者	係長	課長	部長	副区長
印					

※係員・主任は係長審査を経て課長決裁、係長級は課長決裁、課長級は部長決裁、部長級は副区長決裁を得るものとする。

※やむを得ない事情により、事前に上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司に報告し、本申請書を提出しなければならない(備考欄に事後申請の理由記入を要す)。

※決裁後、本申請書は承認申請者に返送の上、承認申請者の所属で保存すること。なお、事後に上司が承認できなかった場合は、その他欄に承認できない理由及び返却等の措置の経過を記載の上、本申請書の写しを決裁権者の上司及び人事課(調査担当)に提出すること。

様式3（第7項、第8項関係）

届 出 書

年 月 日

所 属 長

所 属  
氏 名

利害関係者等との接触に関する指針第7項第1号若しくは第2号又は第8項に基づき、届け出ます。

1	内 容	
2	禁止行為の種類	(第2項第1号アからコまでの規定を記入(さぐり行為は記入不要))
3	日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
4	場 所	
5	相手方	・団体名 ・代表者名 ・相手の氏名
6	禁止行為(申出又は贈答品等)等の具体的内容	
7	禁止行為(申出又は贈答品等)等の具体的経緯と対応	
8	備考	

承認欄

	届出者	係長	課長	部長	副区長
印					

※係員・主任は係長審査を経て課長決裁、係長級は課長決裁、課長級は部長決裁、部長級は副区長決裁を得るものとする。

※決裁後、本届出書の写しを上司を監督する上司及び人事課(調査担当)に提出し、原本は届け出者の所属で保存すること。

(文例1)

## 送 付 文

相手方 氏名 \_\_\_\_\_

日頃より足立区政に対しましてご理解、ご協力をいただき、深く感謝いたしております。  
さて、足立区では、公務の適正な執行及び適正な行政運営の確保のために、虚礼・贈答等の廃止につきましては、かねてから各位にご理解とご協力を願い、一切ご遠慮申し上げておりますとともに、職員に対しても受領等することがないように周知徹底を図っております。  
つきましては、お忙しいところ大変お手数をおかけいたしますが、さる 月 日に(〇〇部◇◇課△△係)の(氏名)に送付されました(品名)につきましては、 月 日までに〇〇部△△課◇◇係までお引き取りに来られますようお願い申し上げます。

年 月 日

足立区長 近藤 やよい

担当 〇〇部△△課◇◇係

連絡先電話番号 ( )

(文例2)

## 警 告 文

相手方 氏名 \_\_\_\_\_

日頃より足立区政に対しましてご理解、ご協力をいただき、深く感謝いたしております。  
さて、足立区では、虚礼・贈答等の廃止につきましては、かねてから各位にご協力を願い、一切ご遠慮申し上げておりますとともに、職員に対しても受領等することがないように周知徹底を図っております。

しかしながら、さる 月 日に(〇〇部◇◇課△△係)の(氏名)に(品名)を送付されましたが、このような行為は、公務の適正な執行を阻害し、また区民に不信を生じさせるものでありますので、 月 日までに〇〇部△△課◇◇係までお引き取りに来られますようお願い申し上げます。

今後、このような行為がありました場合には、送付者の所属する団体等の指名停止や名称等の公表などの厳重な措置を取らせていただきますので、念のため申し添えます。

年 月 日

足立区長 近藤 やよい

担当 〇〇部△△課◇◇係

連絡先電話番号 ( )

(文例3)

## 受領書

足立区長あて

月 日に(〇〇部◇◇課△△係)の(氏名)に送付した(品名)については、次の通り受領いたしました。

受領品名	
受領年月日	年 月 日
住 所 氏 名	印